

平成25年度労働報酬下限額（1時間当たり）

単位：円

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	1, 947	27	普通船員	1, 980
2	普通作業員	1, 575	28	潜水士	3, 128
3	軽作業員	1, 215	29	潜水連絡員	2, 150
4	造園工	1, 767	30	潜水送気員	2, 138
5	法面工	2, 015	31	山林砂防工	2, 285
6	とび工	2, 082	32	軌道工	3, 455
7	石工	2, 183	33	型わく工	1, 913
8	ブロック工	2, 160	34	大工	2, 160
9	電工	2, 172	35	左官	2, 048
10	鉄筋工	2, 105	36	配管工	1, 947
11	鉄骨工	1, 947	37	はつり工	1, 935
12	塗装工	2, 150	38	防水工	2, 195
13	溶接工	2, 295	39	板金工	2, 048
14	運転手（特殊）	1, 925	40	タイル工	2, 060
15	運転手（一般）	1, 587	41	サッシ工	1, 913
16	潜かん工	2, 330	42	屋根ふき工	1, 823
17	潜かん世話役	2, 768	43	内装工	1, 970
18	さく岩工	2, 060	44	ガラス工	1, 868
19	トンネル特殊工	2, 138	45	建具工	2, 105
20	トンネル作業員	1, 845	46	ダクト工	1, 800
21	トンネル世話役	2, 430	47	保温工	1, 857
22	橋りょう特殊工	2, 273	48	建築ブロック工	1, 868
23	橋りょう塗装工	2, 363	49	設備機械工	1, 913
24	橋りょう世話役	2, 622	50	交通誘導員 A	1, 092
25	土木一般世話役	2, 150	51	交通誘導員 B	968
26	高級船員	2, 543			

備考

1 上記の職種にあたらぬその他の職種として取り扱われる次の労働者については、916円とする。

- (1) 見習い、手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

2 適用年月日 平成25年4月1日